

東京都北区いのち支えるセーフティネット協議会設置要綱

5北康推第4756号

令和6年3月29日区長決裁

(設置)

第1条 北区における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、北区いのち支えるセーフティネット協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項を所管する。

- (1) 北区の総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 北区の自殺の現状把握・分析についての情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に係る関係機関との連携に関すること。
- (4) 自殺対策の推進に係る知識の普及啓発に関すること。
- (5) その他、北区の自殺対策に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に定めるところにより区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は協議会を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は委員長が必要であると認めるときには、非公開とする。
- 3 委員は出席ができない場合は、代理の者を出席させることができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、臨時委員として協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員に対する報償については、別に定めるところにより支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康部健康政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第4条本文の規定にかかわらず、令和6年11月7日から同年12月31日までに委嘱し、又は任命する委員の任期は、当該委嘱又は任命の日から令和8年6月25日までとする。

付 則（令和6年11月7日6北康健第2507号副区長決裁）
この要綱は、令和6年11月7日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	人数
学識経験者	1
医療関係者	3
福祉関係者・関係団体	3
教育関係者	4
経済・労働団体	2
自殺対策を実施している民間団体	4
関係行政機関	5
その他 区長が認めたもの	区長が認める人数